



地方裁判所における 刑事第一審訴訟事件の概況等

刑事通常第一審事件全体について見ると、事件数（新受人員、終局人員）の減少傾向が続いており、平均審理期間は3月前後で安定して推移し、審理期間の分布についても前回と同様である。自白・否認別で見ても、平均審理期間はおおむね横ばいといってよい。刑事訴訟事件では、連日的開廷を原則とする裁判員裁判の導入に伴い、裁判員裁判対象事件以外の事件（以下「非対象事件」という。）の審理に停滞が生じないかとの懸念もあり得るところであるが、少なくとも現状においては、そうした停滞が生じていることはうかがわれない。変化が見られる点としては、ここ数年間の否認率の増加傾向が挙げられ、その余の主な統計データ（事案複雑等を事由とする長期係属実人員数、平均開廷間隔、平均証人尋問公判回数、平均被告人質問公判回数等）については、前回から大きな変化は見られない。

裁判員裁判対象事件についても、新受人員は、裁判員法施行直後の時期に比べると少なくなっている（判決人員も同様である。）。審理期間の面では、平成24年と比べ、否認事件に関し、公判前整理手続期間の短縮等により約1月、判決人員に係る平均審理期間の短縮が見られたことが特徴的である（全体としても、6月以内に終局した事件の割合の増加傾向が見られる。）。審理の内容面では、自白事件における検察官請求証人の取調べ人数が制度施行直後（平成22年は0.4人）より顕著に増加して1.0人となっており、裁判員が法廷で臨場感を持って心証を形成することができるように、重要な犯情事実に関する立証が人証によって行われる傾向が進んできていることがうかがわれる。

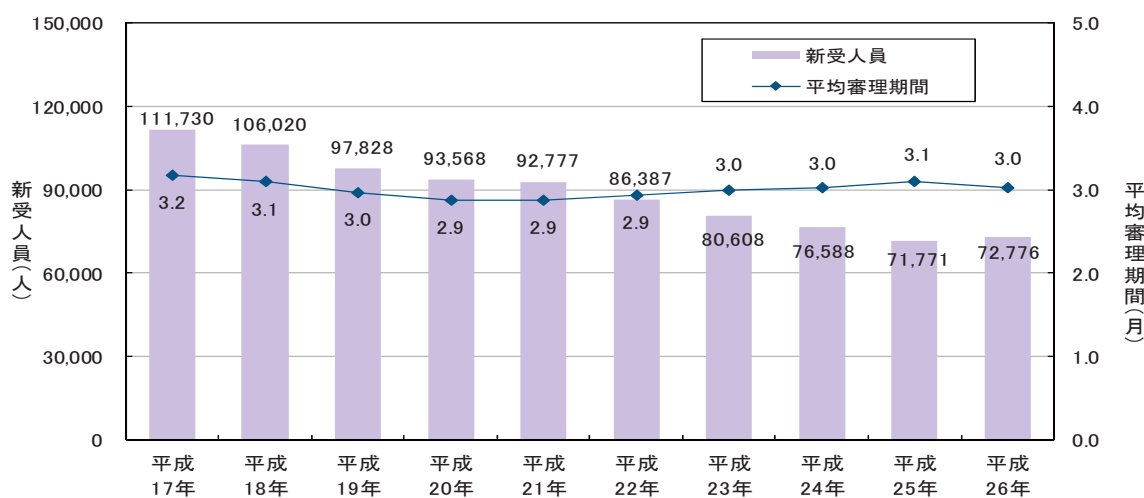
裁判員裁判において、公判中心主義、直接主義を徹底し、人証によって重要事実に関する心証を形成できる審理を実践していくには、証人の記憶等の観点から早期に公判審理に入る必要性が高く、その点からも、公判前整理手続の迅速化が重要な課題である。この目的を達するため、①起訴後早期に打合せを開いて、裁判所が審理方針を説明し、検察官において迅速かつ柔軟な証拠開示を行うようにすることで、弁護人が防御方針を早期に確定できるようにするとともに、当事者が主張立証の暫定的な見通しを述べる場合には、これに応じた進行を図る、②公判審理の規模が見通せたところで公判期日を仮に予約することで、公判までの間隔を少しでも短くするなどの工夫がされている。また、①のようにして、当事者が主張を早期に確定できるようにすることを前提として、三者が事案の核心を迅速かつ的確に把握するためには、訴訟追行の主体である当事者が、その事件の判断上重要と考える点について端的に主張した上で、どの点が判断の分岐点となるかについて十分に議論し、裁判所も必要かつ相当な限度でその議論に関わることによって、三者の認識をすり合わせていくことが効果的である。

1 刑事通常第一審事件の概況

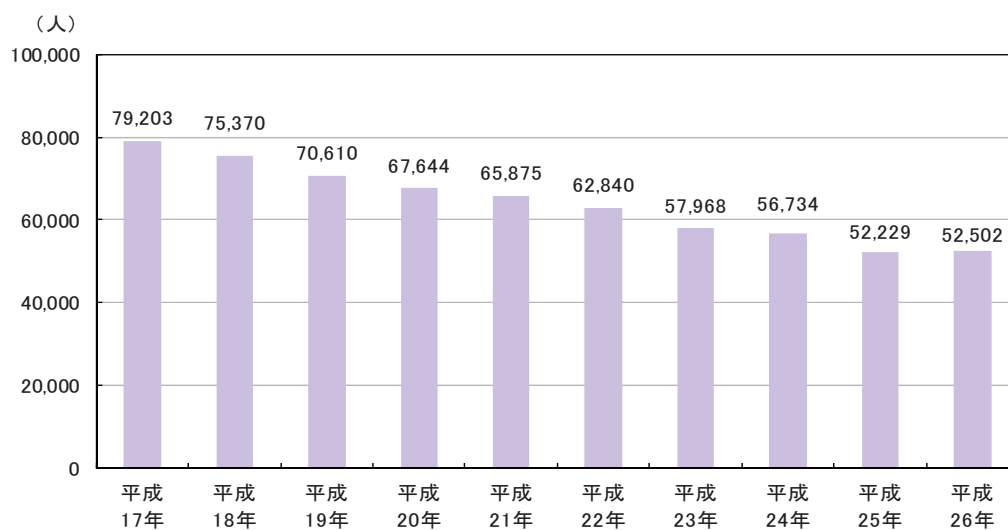
1. 1 刑事通常第一審事件全体の概況

刑事通常第一審事件¹の新受人員，終局人員の推移については【図1】【図2】のとおりであり，平成26年は平成25年に比べ微増しているものの，全体的に減少傾向が続いているといえる²。

【図1】 新受人員及び平均審理期間の推移



【図2】 刑事通常第一審事件の終局人員の推移



¹ ここでいう刑事通常第一審事件とは，通常の公判手続による訴訟事件をいい，略式事件を含まない。

² 延べ人員(同一被告人について，追起訴があった都度1人として累積計上したものを指す。)でカウントすると，平成26年の新受人員は7万2776人，終局人員は7万2113人であり，未済人員では平成25年を上回った。平成25年までの未済人員等の推移については，最高裁判所事務総局刑事局「平成25年における刑事事件の概況(上)」法曹時報67巻2号70頁(平成27年)。

主要罪名別終局人員を見ても、【表3】のとおり、前回からおおむね減少傾向であり、前回と同様、窃盗、覚せい剤事犯、交通事犯が目立っている（第5回報告書概況編117頁【表2】参照）。

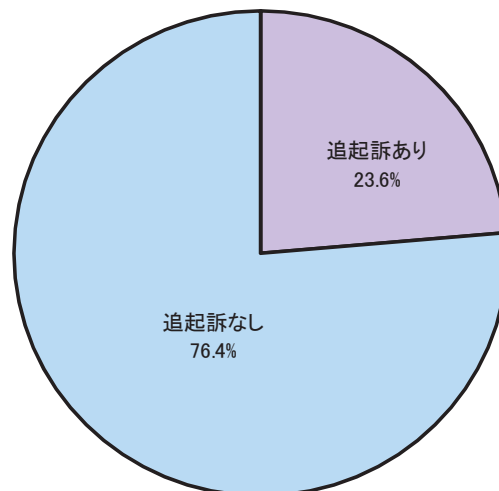
【表3】 主要罪名別終局人員

	窃盗	詐欺	業務上・自動車運転過失致死傷	傷害	強盗・同致死傷	恐喝	(集団)強姦・同致死傷	業務上横領	殺人	傷害致死	現住建造物等放火	贈・収賄	その他刑法犯	覚せい剤取締法違反	道路交通法違反	自動車運転死傷処罰法違反	出入国管理及び難民認定法違反	税法違反	銃砲刀剣類所持等取締法違反	公職選挙法違反	その他特別法犯
通常一審全体	9,513	4,500	4,394	3,090	786	585	385	335	261	122	119	42	7,429	9,668	5,950	574	539	210	160	27	3,813
うち裁判員裁判対象事件	1	-	-	6	312	-	105	-	259	120	118	-	145	113	-	-	-	-	5	-	36

- ※ 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条変更等の場合は、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名であっても、裁判員裁判対象事件として計上される。
- ※ 裁判員裁判対象事件のうち、①裁判員法3条1項の除外決定があったもの、②裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
- ※ 「自動車運転死傷処罰法違反」には、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条から6条の各罪で終局した事件が計上されている。同法の施行日は、平成26年5月20日であり、同法附則14条により、同法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされているため、同日以前の危険運転致死傷(平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2に係る罪)については、「その他刑法犯」欄に、同日以前の自動車運転過失致死傷(平成25年法律86号による改正前の刑法211条2項に係る罪)については、「業務上・自動車運転過失致死傷」欄に、それぞれ計上されている。

追起訴のある事件の割合は、【図4】のとおり、前回(24.1%)とほぼ同水準であり、全体の約4分の1を占める(第5回報告書概況編122頁【図10】参照)。

【図4】 追起訴の有無別割合



Ⅲ 地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況等

全体の平均審理期間については、【図1】【表5】のとおり、おおむね横ばいであり、ここ10年間で見てもおおむね3月前後の期間で安定して推移している。

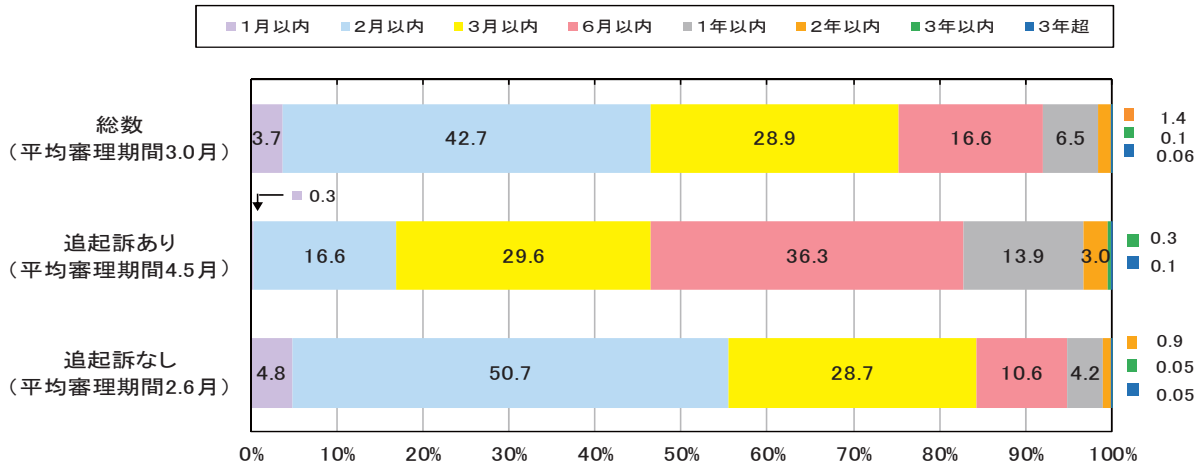
【表5】 刑事通常第一審事件の概況データ

	通常第一審全体	うち裁判員裁判対象事件 ※9, 10
終局人員	52,502	1,220
平均審理期間(月) ※1	3.0	8.6
受理から第1回 ※2	1.6	
第1回から終局 ※3	1.4	
審理期間が2年超の事件の割合(%)	0.2	1.0
平均開廷回数 ※4	2.7	4.5
平均開廷間隔(月)(受理から終局まで) ※5	1.1	
(第1回から終局まで)	0.5	
平均取調べ証人数	0.8	2.9
平均証人尋問公判回数 ※6	1.2	2.0
平均被告人質問公判回数 ※7	1.1	1.8
否認率(%)	9.4	45.7
弁護士選任率(%)	99.5	100.0
国選弁護士選任率(%) ※8	84.4	87.3
私選弁護士選任率(%) ※8	19.4	17.0
外国人(要通訳)率(%)	4.4	10.7
鑑定実施率(%)	0.3	5.6
検証実施率(%)	0.05	0.2

- ※1 平均審理期間は、審理期間区分ごとに設定された代表値(基本的には、各区分の中間値が代表値とされている。)に、各区分ごとの事件数を乗じたものの総計を事件総数で除する形で算出されている。期間の区分は、1月以内・2月以内・3月以内・6月以内・1年以内・2年以内・3年以内・3年を超えるものの8区分である。
- ※2 受理から第1回公判期日までの平均期間は、受理から終局までの平均審理期間から、第1回公判期日から終局までの平均期間(算出方法については※3を参照)を控除して算出している。
- ※3 第1回公判期日から終局までの平均期間は、※1と同様の方法により算出している。したがって、同期間は、最短であっても0.5月となる。
- ※4 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理(冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続)を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した。
- ※5 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。
- ※6 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※7 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※8 国選弁護士と私選弁護士が同時に選任された事件や国選弁護士が解任された後に私選弁護士が付いた事件(その逆の場合も含む。)は、「国選弁護士選任率」及び「私選弁護士選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護士選任率」を上回っている。
- ※9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- ※10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

【図6】のとおり、追起訴の有無別で見ても、追起訴のある事件の平均審理期間は4.5月、追起訴のない事件の平均審理期間は2.6月で、前回（それぞれ4.5月、2.5月）から大きな変化は見られない（第5回報告書概況編123頁【図11】参照）。

【図6】 追起訴の有無別平均審理期間及び審理期間の分布

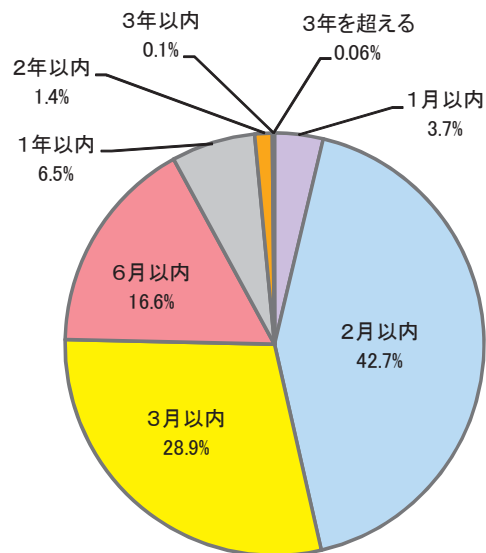


※ 総数とは、2つ以上の項目がある場合の各件数を合算したものをいい、例えば、本図のとおり、追起訴の有無別においては、追起訴がある事件数とない事件数とを合算したものをいう。なお、類似の概念である「全体」については、【図11】の脚注を参照

審理期間の分布については【図7】のとおりであり、約4分の3の事件が3月以内に終局しており、審理期間が1年を超える事件が2%未満にとどまる状況は、前回と同様である（第5回報告書概況編118頁【図3】参照）。

追起訴の有無別で見た審理期間の分布は【図6】のとおりであり、前回と同様、追起訴のない事件では審理期間が2月以内の事件が過半数を占めるのに対し、追起訴のある事件では、2月超3月以内、3月超6月以内の事件が合わせて約3分の2を占めている（第5回報告書概況編123頁【図11】参照）。

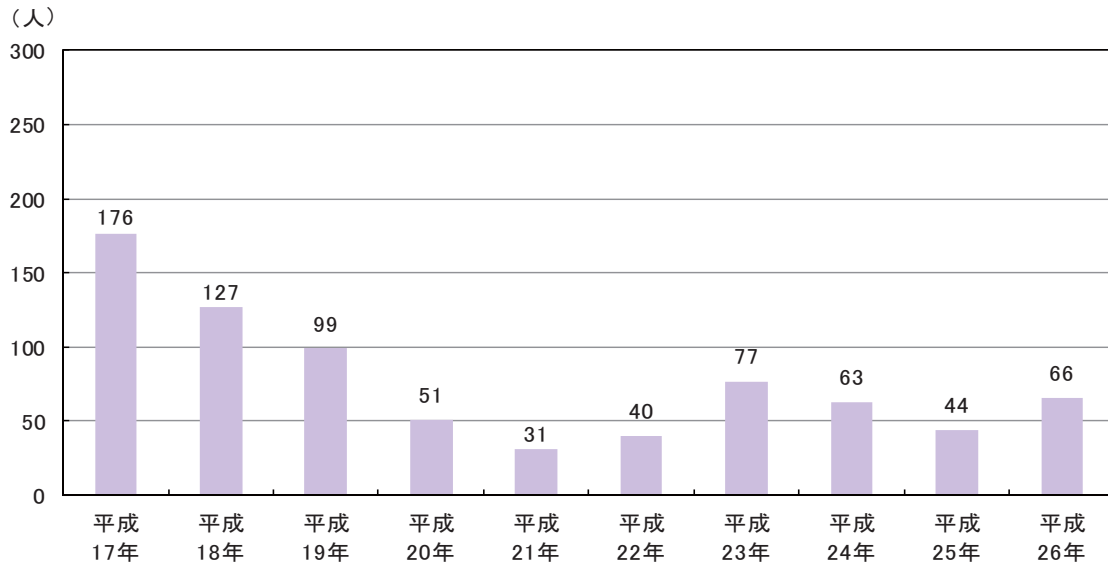
【図7】 審理期間の分布



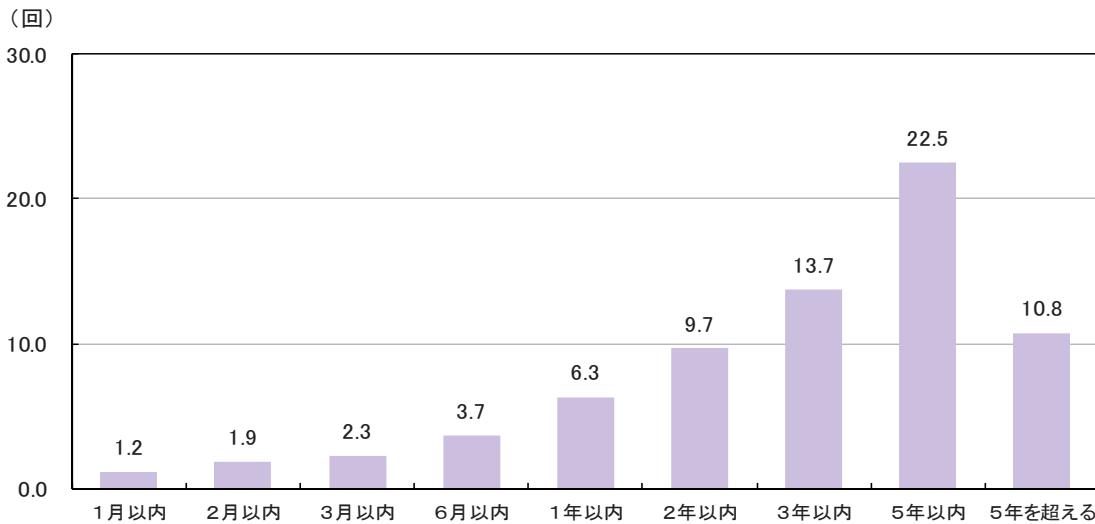
Ⅲ 地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況等

事案複雑等を事由として2年以上の長期にわたって係属している実人員³の推移については【図8】のとおりであり、長期的には減少傾向の中で、ここ数年は50人前後で若干の増減が見られる⁴。

【図8】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移



【図9】 審理期間別平均開廷回数



平均開廷回数⁵及び平均開廷間隔については【表5】 【表10】 のとおりであり、この点も前回から大きな変化は見られない(第5回報告書概況編 116頁【表1】 , 125頁【表17】 参照)。

³ 実人員とは、同一被告人につき複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り1人として計上したものを指す。

⁴ 長期にわたって係属した事件の状況をより詳細に述べたものとして、最高裁判所事務総局刑事局「平成25年における刑事事件の概況(下)」法曹時報67巻3号42頁から66頁(平成27年)。

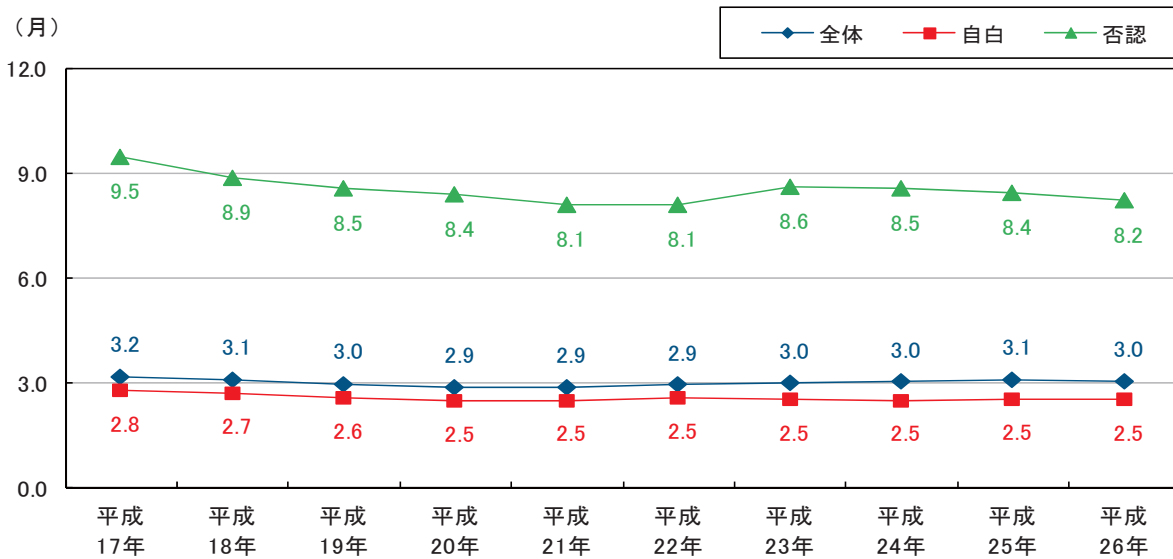
⁵ 開廷回数は、基本的には審理期間が長くなるほど増加する傾向である(【図9】)が、5年を超える事件の平均開廷回数は、相対的に少なくなっている。これは、被告人の逃亡や所在不明等により長期間開廷ができない事件が一定数含まれる影響によるものと思われる(第5回報告書概況編 119頁参照)。

自白・否認別⁶での平均審理期間の推移は【図11】のとおりである。自白事件については、ここ10年間、2月台後半でおおむね横ばいであり、否認事件についても、平成17年頃から若干短縮しているが、平成19年頃からは8月台でおおむね横ばいである。なお、自白事件の平均審理期間が平成24年から2.5月で変わらず、否認事件の平均審理期間が8.5月から8.2月に若干短縮しているにもかかわらず、全体の平均審理期間が3.0月で変わらないのは、後述する否認率の増加の影響が考えられる。

【表10】 平均開廷間隔(全体, 自白, 否認)

	全体	自白	否認
平均開廷間隔(月)	1.1	1.1	1.3

【図11】 平均審理期間の推移(全体, 自白, 否認)



※ 全体とは、2つ以上の項目がある場合において、図表に掲載されている項目のほか、図表に掲載されていない項目をも含んだものをいい、例えば、本図のとおり、自白・否認別においては、自白及び否認以外に、被告事件についての陳述に入らずに終局した事件をも含む。なお、類似の概念である「総数」については、前掲【図6】の脚注を参照

公判前整理手続に付された人員と付されなかった人員⁷に分けて見た場合でも、【表12】【表13】のとおり、平均審理期間(総数)につき、前回(それぞれ10.0月, 2.8月)から大きな変化は見られない⁸ ⁹。自白・否

⁶ 自白とは、終局の段階において全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。否認とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。

⁷ ただし、検証検討会では、公判前整理手続に付されない事件であっても、早い段階から打合せを重ね、検察官に任意の証拠開示をしてもらって、審理計画を立ててから実質的な公判審理に入るといように、公判前整理手続に準じた進行がされている場合も多いとの指摘があった。こうした工夫により、比較的複雑な事件(経済事犯, 組織事犯等)においても期日間隔が狭まっているとも指摘された。

⁸ 検証検討会では、公判前整理手続に付されない事件の審理期間をこれ以上短縮することは難しいのではないかと指摘された。

⁹ なお、【表13】によれば、法定合議事件の公判前整理手続実施率が前回(55.4%)より約6%減少している。この点、裁判員裁判対象事件、非対象法定合議事件それぞれにおける公判前整理手続実施率は、前回(それぞれ98.1%, 3.3%)から大きく変化していないこと(第5回報告書概況編141頁【表39】参照)を踏まえると、上記の減少は、法定合議事件に占める裁判員裁判対象事件の割合が相対的に減少した(平成24年53.8%(2738件中1474件), 平成26年47.2%(2511件中1185件))影響によるところが大きいものと考えられる。

Ⅲ 地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況等

認別で見ると、公判前整理手続に付された否認事件の平均審理期間が、前回より若干短縮している（前回の12.6月から11.8月に短縮）が、その余については、前回から特段の変化は見られない。（第5回報告書概況編139頁【表38】，141頁【表39】参照）

【表12】 公判前整理手続の有無別の終局人員及び平均審理期間

	総数	公判前整理手続に付されなかった人員			公判前整理手続に付された人員				
		自白	否認	その他	自白	否認	その他		
終局人員	52,502	51,074	46,048	4,182	844	(2.7) 1,428	(1.3) 684	(1.4) 731	(0.02) 13
平均審理期間(月)	3.0	2.8	2.4	7.6	1.3	9.5	7.0	11.8	6.7

※1 ()内は公判前整理手続実施率(%)である。

- 2 終局人員には被告事件についての陳述に入らずに終局した人員を含む。
- 3 「公判前整理手続に付された人員」欄の「その他」の13人は公判前整理手続に付されたが、公判が一度も開かれずに公訴棄却、移送等で終局した人員である。
- 4 公判前整理手続に付され、かつ、期間整理手続にも付された人員が68人ある。

【表13】 自白・否認別及び合議・単独別の公判前整理手続に付された終局人員及び平均審理期間

		総数	合 議				単独	
			法定合議	裁判員裁判対象事件		裁定合議		
				裁判員裁判対象事件	非対象法定合議事件			
公判前整理手続	総数	終局人員	1,428	1,242	1,185	57	95	91
		平均審理期間(月)	9.5	8.9	8.6	14.7	16.4	9.9
	うち自白	終局人員	684	650	631	19	17	17
		平均審理期間(月)	7.0	7.1	7.0	10.5	6.9	5.9
	うち否認	終局人員	731	581	545	36	78	72
		平均審理期間(月)	11.8	11.0	10.5	17.5	18.5	11.0
	うち被告事件についての陳述前に移送等で終局	終局人員	13	11	9	2	-	2
		平均審理期間(月)	6.7	7.0	7.8	3.5	-	4.5
	公判前整理手続実施率(%)		2.7	49.5	98.0	4.4	16.3	0.2

※1 裁判員裁判対象事件の公判前整理手続実施率が100%にならないのは、公判前整理手続に付される前に移送等で終局した事件や、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期間整理手続に付された事件等があるためである。

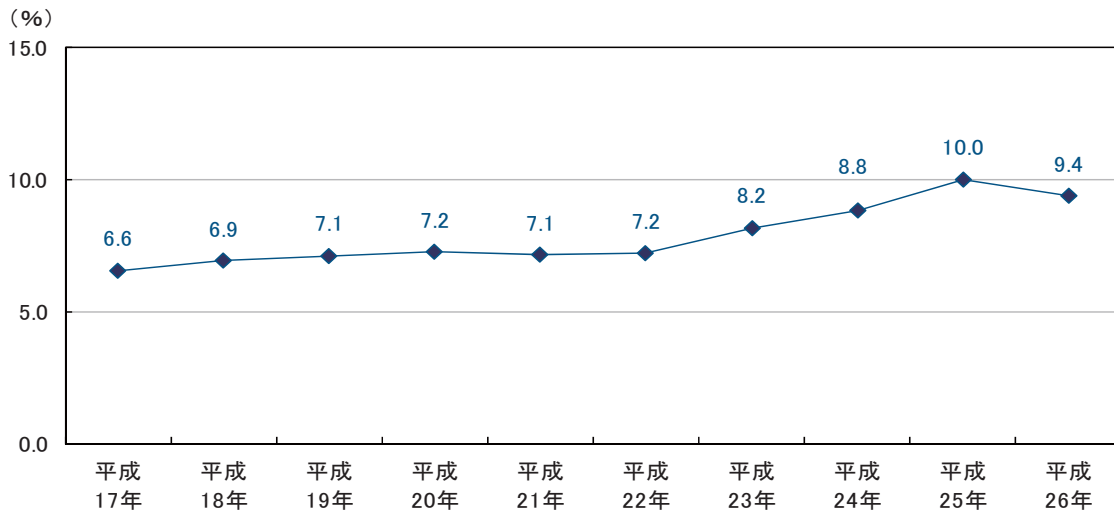
- 2 合議単独別の人員は処断罪名を基準として集計しているため、この表の裁判員裁判対象事件には、裁判員の参加した合議体により審理終局したが、終局時の罪名が法定合議事件に当たらない人員は含まれない。
- 3 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- 4 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

近時、刑事訴訟事件では、連日的開廷を原則とする裁判員裁判の導入に伴い、非対象事件の審理に停滞が生じないかとの懸念もあり得るところであるが、上記のとおり、少なくとも現状においては、そうした停滞はうかがわれない。この点、検証検討会で出された指摘によれば、①大規模庁であれば、裁判員裁判が長く続きそうな合議体への新受事件の配てんを止めたり、②中小規模庁であっても、裁判員裁判を担当せず単独事件に専従する係を設けたり、裁判員裁判で繁忙となるときには他庁から応援要員を出したりしており、非対象事件の審理に停滞が生じないように各庁の実情に応じた工夫がされていることがうかがわれる。

審理の状況に関する統計データを見ると、まず、【表5】のとおり、否認率が、前回(8.8%)より0.6%増加した(第5回報告書概況編116頁【表1】参照)ところ、否認率は、【図14】のとおり、ここ数年おおむね増加傾向をたどっており¹⁰、刑事事件の審理の困難化がうかがわれる。取調べ証人数を始めとして、証人尋問、被告人質問、鑑定、検証といった証拠調べの実施状況については、前回から大きな変化は見られない(【表5】【表15】【表16】)(第5回報告書概況編116頁【表1】、126頁【表19】【表20】参照)。

なお、弁護士選任率や外国人率は、【表5】のとおりであり、前回(弁護士選任率99.4%、外国人率4.2%)から大きな変化は見られない(第5回報告書概況編116頁【表1】参照)。

【図14】否認率の推移



【表15】平均証人尋問公判回数
(全体、自白、否認)

	全体	自白	否認
平均証人尋問公判回数	1.2	1.0	2.2

【表16】平均被告人質問公判回数
(全体、自白、否認)

	全体	自白	否認
平均被告人質問公判回数	1.1	1.1	1.6

【表17】控訴率(全体、自白、否認)

	全体	自白	否認
控訴率	11.7%	8.8%	39.7%

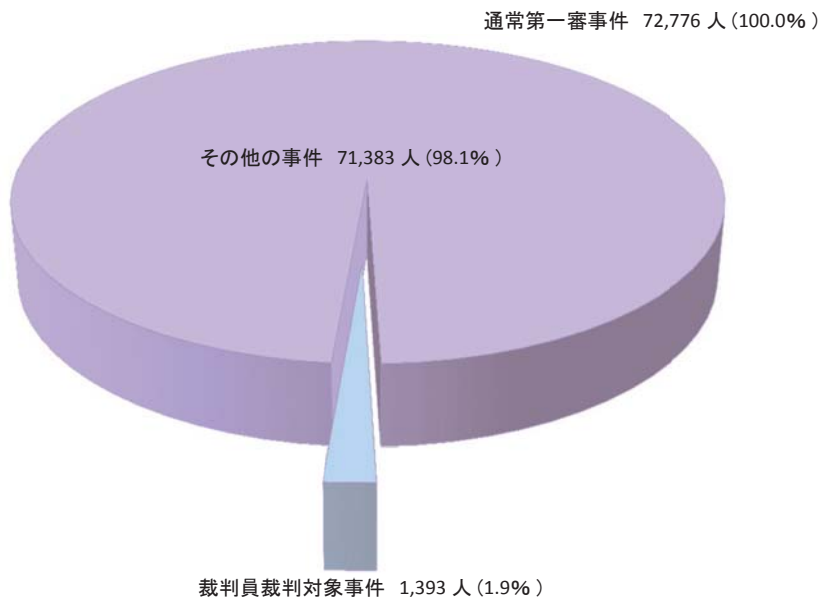
※ 控訴率は判決人員(有罪(一部無罪を含む。)及び無罪人員の合計)に対する控訴人員の割合である。

¹⁰ 否認事件の方が自白事件より控訴率が高いから、否認率の増加は、全体の控訴率の増加(前回は11.4%、今回は11.7%)にもつながっていると考えられる(【表17】)(第5回報告書概況編137頁【図37】参照)。

1. 2 裁判員裁判対象事件の概況

裁判員裁判対象事件（裁判員法施行後に起訴された同法2条1項各号に該当する事件及び同法5条本文に該当する事件）が全体に占める割合（新受人員での割合）は，【図18】のとおり僅かであるが，現在の刑事訴訟において裁判員裁判の適正・充実・迅速化は最大の課題となっていることから，今回の検証においても，裁判員裁判対象事件に限定した概況の説明を別項目で行うこととした。

【図18】 刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



- ※ 1 刑事月報による延べ人員である。
- 2 通常第一審事件には再審事件を含む。
- 3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

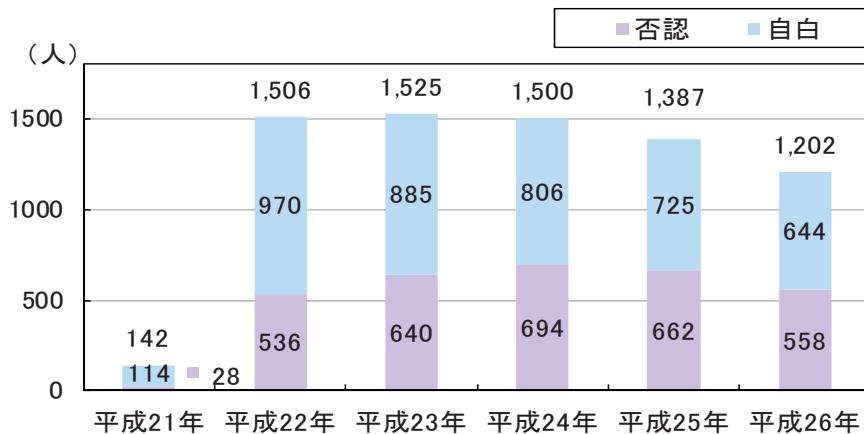
まず、事件数の動向については【表19】【図20】のとおりである。制度施行当初と比べると、新受人員は相当程度減少している状況であり、判決人員は、平成24年（1500人）よりも約300人減少し、平成22年以降では最少の水準となっている。なお、【表19】では、累計の新受人員の多い順に、罪名別の人員数を掲げているところ、強盗致傷、殺人の各罪名が突出して多い傾向が読み取れる。

【表19】 罪名別新受人員の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総数	9,093	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393
強盗致傷	2,166	295	468	411	329	342	321
殺人	1,909	270	350	371	313	303	302
現住建造物等放火	849	98	179	167	128	141	136
傷害致死	793	70	141	169	146	136	131
覚せい剤取締法違反	755	90	153	173	105	105	129
(準)強姦致死傷	672	88	111	137	124	121	91
(準)強制わいせつ致死傷	641	58	105	105	109	133	131
強盗強姦	395	61	99	83	59	57	36
強盗致死(強盗殺人)	232	51	43	37	37	37	27
偽造通貨行使	174	34	60	30	34	12	4
危険運転致死	121	13	17	20	27	21	23
通貨偽造	92	14	18	20	19	17	4
集団(準)強姦致死傷	64	13	2	17	6	9	17
逮捕監禁致死	51	4	18	21	1	4	3
銃砲刀剣類所持等取締法違反	45	13	5	3	4	10	10
保護責任者遺棄致死	44	7	9	12	4	5	7
組織的犯罪処罰法違反	28	6	5	-	-	3	14
麻薬特例法違反	13	1	5	3	2	1	1
爆発物取締罰則違反	13	6	-	-	5	2	-
麻薬及び向精神薬取締法違反	9	1	3	1	2	2	-
身代金拐取	6	-	3	-	1	1	1
その他	21	3	3	5	2	3	5

- ※ 1 刑事月報による延べ人員である。
 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
 7 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。
 8 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

【図20】 裁判員裁判対象事件における判決人員の推移(自白・否認)



- ※ 1 判決人員は実人員である。
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

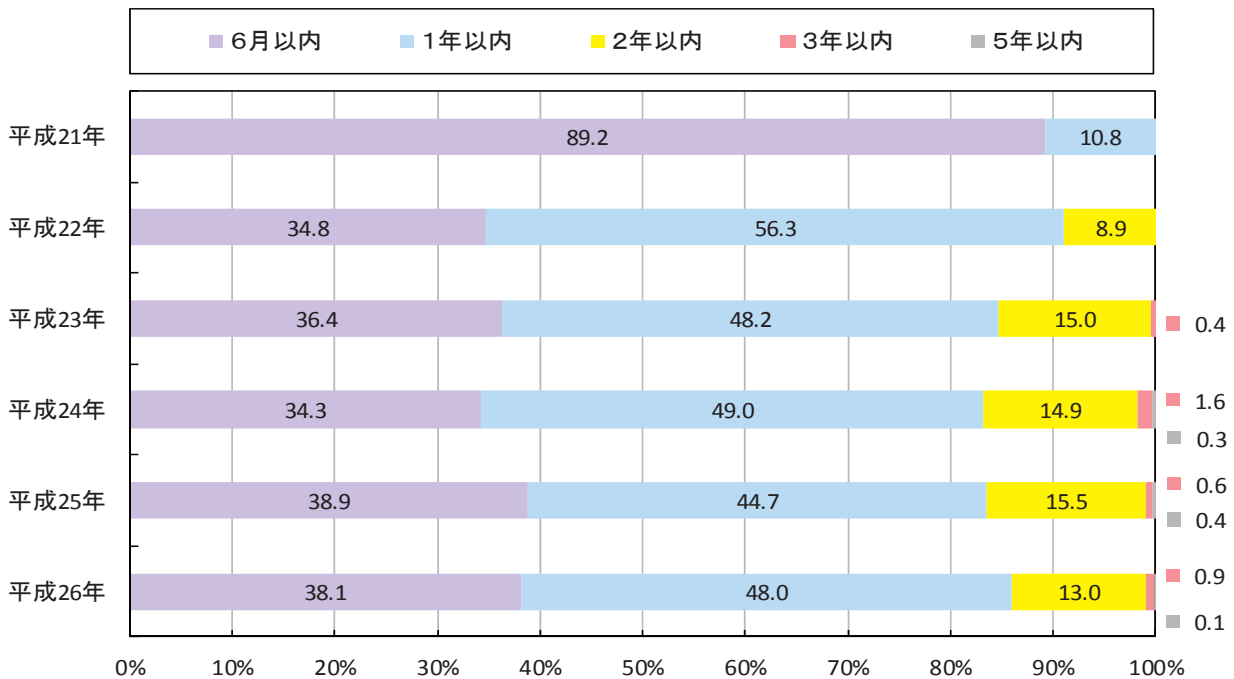
否認率を見ると、【表5】【図20】¹¹⁾のとおり、終局人員で45.7%、判決人員で46.4%と、いずれも前回(終局人員で45.5%、判決人員で46.3%)と同程度である(第5回報告書概況編116頁【表1】参照)。

次に、平均審理期間は、【表5】のとおり、前回(9.2月)から8.6月に若干短縮し、審理期間が2年を超える事件の割合も前回(1.8%)から1.0%に減少した(第5回報告書概況編116頁【表1】参照)。更に細かく見ると、平成26年においては、平成24年と比べて、①審理期間が6月以内の事件の割合が3.8%増加した(【図21】)一方、②未済人員の中で、係属期間が6月超1年以内の人員の割合が2.4%減少している(平成24年は23.7%、平成26年は21.3%) (最高裁判所事務総局「平成24年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料」及び「平成26年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料」の各図表7-2参照。なお、以下、上記資料につき、「平成〇〇年資料」と略記する。) これらによれば、平成24年と比べて、裁判員裁判の審理期間の面で改善が見られていると考えられるが、この点については、今後の推移を見ていく必要がある¹²⁾。

¹¹⁾ 【表5】と【図20】とで、数値に若干相違があるのは、前者には、公訴棄却判決、公訴棄却決定、移送その他による終局人員が含まれるためである(なお、【図20】の※2も参照)。

¹²⁾ なお、未済人員の平均係属期間は、平成24年が6.0月、平成26年が6.3月で、大きな変化は見られない。

【図21】 裁判員裁判対象事件における審理期間別事件割合の推移



※ 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

※ 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

※ 審理期間が5年を超えるものはない。

自白・否認別で分けてみると、【図22】【図23】のとおり、自白事件の平均審理期間（判決人員）は、制度施行直後のために短期間で終局する事件のみで既済事件が構成されていた平成21年を別とすれば、おおむね横ばいである（ただし、公判前整理手続の期間に限ってみると、若干の長期化傾向が続いている。）。他方、否認事件の平均審理期間（判決人員）は、【図22】のとおり、制度施行直後から段々と長期化していたが、平成26年においては、平成24年（11.7月）より約1月短縮した。この短縮は、審理期間の大半を占める公判前整理手続期間の短縮（平成24年の平均期間9.1月より0.6月短縮）が一因と思われる¹³ ¹⁴（【図23】）（なお、受理から公判開始までの期間で見ると、平成24年が10.7月、平成26年が9.5月であり、1.2月の短縮が見られる（平成24年資料及び平成26年資料の各図表29参照）。）。

否認事件につき、公判前整理手続がより円滑に進行されることになった影響からか、平均開廷時間も平成24年より2時間弱短縮し（平成24年が901.8分、平成26年が786.3分である。）、公判審理もよりコンパクトになった¹⁵（平成24年資料及び平成26年資料の各図表61-2参照）。なお、全体として、平均開廷回数については前回から変化がない（【表5】）（第5回報告書概況編116頁【表1】参照）。

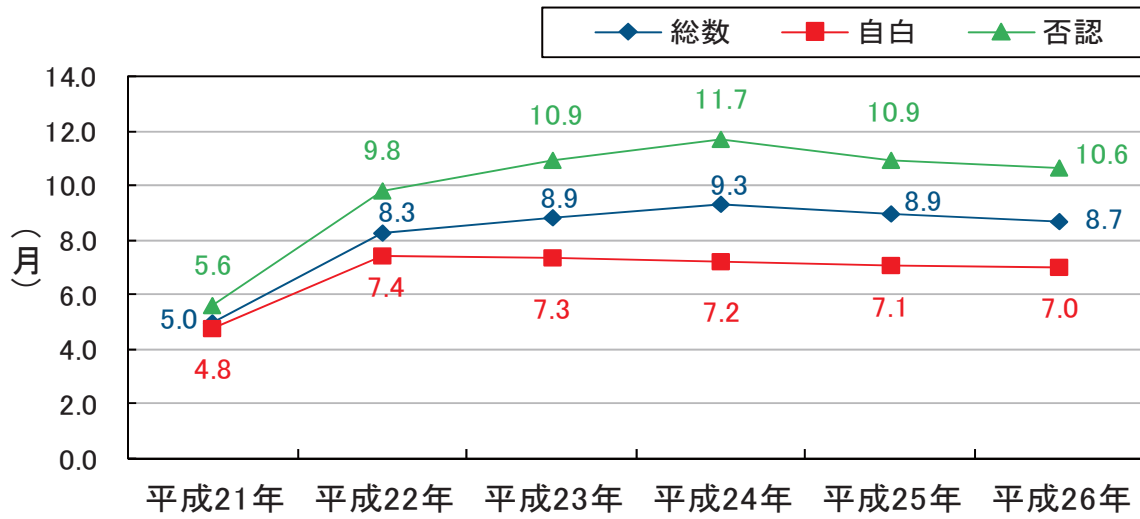
¹³ 【図22】と【図23】を対照すると分かるのとおり、特に否認事件については、公判前整理手続期間の平均の推移がおおむね平均審理期間の推移と相関しており、公判前整理手続の期間が審理期間の全体に及ぼす影響が大きいことがうかがわれる。

¹⁴ その他の要因としては、公判前整理手続終了から第1回公判期日までの期間の短縮の影響が考えられるが、この点についてはⅢ.2において後述する。

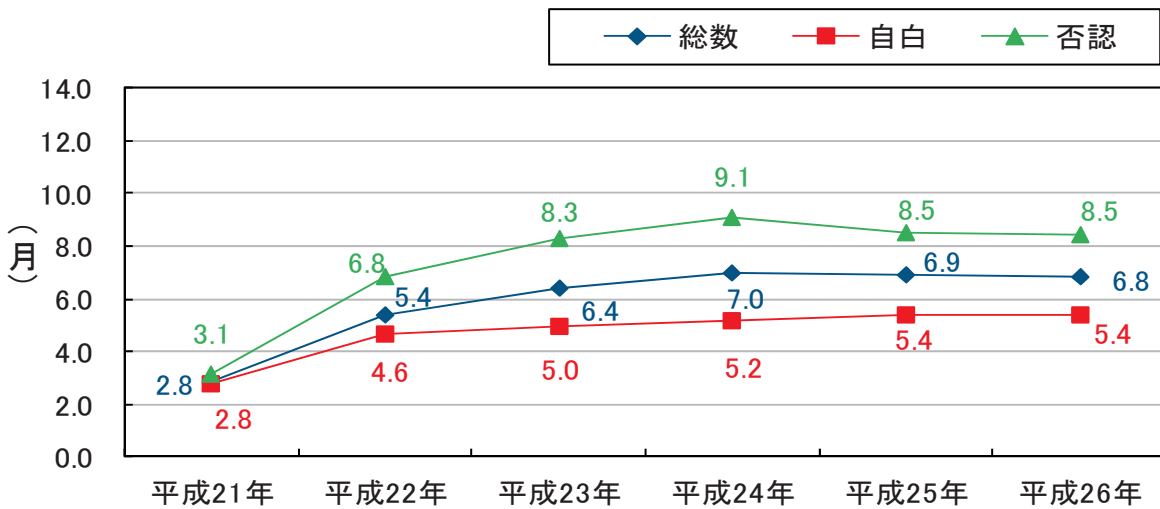
¹⁵ 検証検討会でも、検察庁として、証拠を厳選し、焦点を絞った立証を行うことに努めている旨の指摘があった。

Ⅲ 地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況等

【図22】 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移(総数・自白・否認)



【図23】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移(総数・自白・否認)



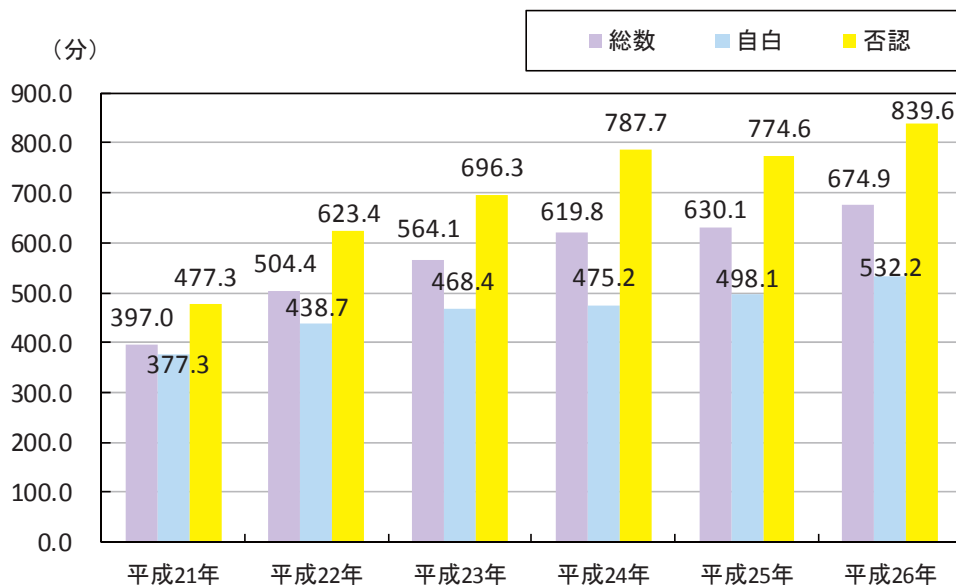
※ 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。

平均評議時間の推移については【図24】のとおりであるところ、自白事件では、平成24年までと同様に微増傾向が見られる。否認事件では、平成25年は前年より若干減少したものの、平成26年の時間は平成24年より増加しており、全体としても増加傾向にある。

弁護人選任率や外国人率には、前回から大きな変化は見られず、証拠調べ（証人尋問、被告人質問、鑑定、検証）の全般的な実施状況にも大きな変化は見られない（【表5】）（第5回報告書概況編116頁【表1】参照）。なお、自白事件における検察官請求証人の取調べ人数（その多くは犯情関係と思われる。）は1.0人となっていて、裁判員法施行直後の時期（平成22年は0.4人）より顕著に増加している（「裁判員裁判の実施状況について¹⁶」表8）ところ、自白事件であっても、裁判員が法廷で臨場感を持って心証を形成することができるよう¹⁷、重要な犯情事実に関する立証が人証によって行われる傾向が進んできているものと思われる¹⁸。

¹⁹ ²⁰。

【図24】 平均評議時間の推移（総数・自白・否認）



（注） 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。

¹⁶ この資料は、最高裁判所ウェブサイトから閲覧することができる。

http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html

¹⁷ 裁判員経験者を対象としたアンケートにおいても、疑問点を直接尋ねることができる、心情・態度等が分かりやすい、信用性の判断もしやすいなどといった理由から、人証の方が書証より分かりやすいという意見が多数を占めた（最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」（以下「裁判員裁判検証報告書」という。）76頁図表41参照（平成24年））。検証検討会でも、同様に、書面の朗読を聞くより証人の供述を直接聞く方が心証を形成しやすいとの意見が出された。

¹⁸ 検証検討会では、公判前整理手続の段階で、自白事件であるにもかかわらず人証を行う必要性自体が議論となることが減り、どの証人を調べるべきかに関する議論に端的に入ることができるようになったことから、取組の浸透が感じられるとの意見が出された。

¹⁹ もとより、検証検討会でも指摘があったように、性犯罪の被害者を始めとして、証人の二次被害等への配慮が必要であることは言うまでもない。

²⁰ 統計上は把握しにくい、自白事件において、罪体に関する被告人質問を乙号証（被告人の供述調書等）の取調べに先立って実施し、被告人供述が得られて必要性がなくなれば乙号証は採用しないといった方法で、被告人質問の局面でも公判中心主義、直接主義を実質化しようという取組が進んでいる。検証検討会では、この取組は非対象事件についても行われているとの指摘がされた。もっとも、検証検討会では、現状において、人証に関する扱いが、裁判員裁判対象事件と非対象事件とでなお異なっていることに対する違和感も指摘された。

2 裁判員裁判に関する検証

裁判員法施行直前（平成20年）の対象罪名の事件に係る平均審理期間は7.8月であったこと（平成25年資料47頁（参考））からすれば、現時点で、裁判員裁判対象事件の審理が著しく長期化しているとまではいえない。しかし、公判前整理手続によって争点を整理して集中的に審理を行うという制度設計は、本来的には審理期間の全体をも短縮させる効果を持ってしかるべきはずである。しかも、裁判員裁判においては、公判中心主義、直接主義を徹底し、裁判員が人証によって重要事実に関する心証を形成すべき要請が特に強いことからすれば、検証検討会での意見にもあったように、証人の記憶が鮮明なうちに証人尋問等を行う必要性は高い²¹し、早期に審理を行うことは、被告人の未決勾留期間を短くするという意味でも重要である。

そこで、今後とも、審理期間の短縮、特に裁判員裁判対象事件の審理の大部分を占める公判前整理手続期間の短縮に向けた取組の余地がないか、検討していく必要がある。

具体的な方策としては、検証検討会での議論等にもあったように、まず、起訴から余り間を置かず打合せを開き、①裁判所から、大まかな審理方針を説明した上、②検察官に対し、迅速かつ柔軟な証拠開示を促し²²、③弁護人が、自ら暫定的な見通し（認否あるいは証拠意見に関するもの）を明らかにする場合には²³、検察官においてその内容を証拠開示の方針や証明予定事実に反映させたり²⁴、認否や証拠意見の内容等から早期審理に適する可能性が示唆されている場合には公判期日の仮予約（詳細は後述）を試みたりするなどして、初動段階から十分な三者間の意思疎通と当事者間の情報交換を図り、公判準備活動が円滑、迅速に進むようにすることが重要と思われる。

なお、③に関して、起訴直後の段階で弁護人が主張方針を固めている場合は少なく、さほど複雑な事案ではないと見込まれる場合であっても、少なくとも主要な証拠の開示を受けて検討しなければ、確定的な方針を明らかにすることができないことは当然であって、この段階で弁護人が自ら明らかにする見通しは、飽くまで暫定的なものにとどまる。しかも、公判前整理手続では、段階を踏みつつ証拠開示と主張の明示を進めていくことにより主張を明確化あるいは追加・修正していくことがそもそも予定されているのであるから、仮に、弁護人の主張がその後の証拠開示等を受けて変更されたとしても、その変遷の経過を後に被告人に不利な形で用いるのは、制度の趣旨と相容れず、公判前整理手続の円滑迅速な進行を阻害することになるであろう。この点について、三者間で認識を共有し、弁護人が初期段階での情報交換に過度の不安を抱くことがないような運用を心掛けることが重要であろう²⁵ ²⁶。

そして、審理計画の大枠が定まれば、速やかに公判期日を仮にであっても確保すべきである。というのも、

²¹ 裁判員裁判検証報告書9頁参照。証人尋問において証人の記憶が不明瞭な場合、反対尋問権の行使も実質的に困難となるから、弁護人側にとっても不利な事態となるとの指摘もある。宮村啓太「裁判員裁判における弁護の充実」刑事法ジャーナル 36 巻 54 頁参照（平成 25 年）

²² 弁護人の予定主張が早期に提出されるようにするためには、類型証拠開示が予想されるような証拠については早期開示を促すべきである。検証検討会では、検察庁としても、迅速な裁判を意識し、早い段階で任意に幅広い証拠開示を行うことを心掛けている旨指摘された。

²³ この点に関連して、弁護人にとっても、暫定的にでも予定主張を明らかにすることは、検察官が主張関連開示を見越した任意開示を早期に行うことが期待できるようになるとの指摘がされている。遠藤邦彦ほか「共同研究 刑事証拠開示の在り方」判例タイムズ 1387 号 58 頁参照（平成 25 年）

²⁴ なお、検証検討会において、検察庁としては、迅速な裁判を意識し、起訴から2週間で証明予定事実記載書面を提出することを心掛けている旨が指摘された。

²⁵ 小倉哲浩＝久禮博一「自白事件における争点整理の在り方、争点整理の結果確認の在り方」判例タイムズ 1400 号 93 頁、94 頁等参照（平成 26 年）

²⁶ この議論は、民事訴訟事件の争点整理における口頭での議論を活性化しようとしている動きと本質を共通にするところがある。ただし、検証検討会では、刑事裁判の場合、どの段階であっても被告人がどのように主張するか次第で展開が変わり得るという側面が強いので、前掲Ⅱ. 2. 3で述べたように口頭での議論の段階を類型化することは必ずしも実践的でないという意見が出された。

裁判員裁判の公判は連日的開廷で行われるため、公判前整理手続がほぼ終わった段階で初めて期日を確保しようとしても、2月前後先で数日連続して確保できる日程を探すことはかなり難しい。そこで、公判に最大で何日程度掛かるといふくらいの大まかな見通しが立った段階で、残りの公判準備に必要なと見込まれる期間も勘案して公判日程を仮予約し²⁷、更に必要な限度で争点及び証拠の整理を進めていくという方法が有効である²⁸。公判前整理手続の終了から第1回公判期日までの平均日数が、平成22年49.9日、平成23年39.4日、平成24年29.5日、平成25年20.6日、平成26年17.4日（平成22年資料から平成26年資料までの各図表40参照）と段々と短縮されているのは、公判前整理手続が終わる前に公判日程を押さえ、その日程を目標に公判前整理手続が進められる形が採られた結果、比較的直前の時期まで公判前整理手続を続けられる事案が増加していることによるものと思われる。

加えて、量刑が争点となる自白事件を含めて、迅速かつ的確に公判前整理手続を進めていくためには、核心的な争点、すなわち、公判での裁判体の判断の「分岐点」を見極めることが重要である²⁹。そして、そのような「分岐点」を迅速かつ的確に見極めるには、過度に具体的かつ詳細な書面を基に細かな点についてまで反論、再反論を繰り返しながら、双方の主張に食い違いがある点を一つ一つあぶり出そうとするのではなく、当事者が、その事件の判断上重要であると考えた点を端的に主張した上で、どの事実が判断の分岐点となるかに関し、訴訟追行の主体である当事者双方が十分に議論し、裁判所も手続の主宰者として必要かつ相当な限度でその議論に関わることによって、三者の認識をすり合わせていくことが効果的であろう。

²⁷ ただし、過度に余裕をもった公判日程を確保すると、他の事件の公判日程を入れる際の足かせとなって、かえって全体として事件処理に支障が出る事態となりかねないことに留意が必要である。

²⁸ ただし、検証検討会では、仮予約等それ自体が自己目的化してはならず、飽くまでも事案に応じた柔軟さが求められるとの指摘があった。例えば、仮予約後に、証拠開示の結果を踏まえて弁護人が主張の方針を変更せざるを得なくなった場合には、審理日程の見直し等を柔軟に認めていくことが求められよう。

²⁹ 検証検討会でも、公判前整理手続が長期化するのには、どこかに精密司法的な発想があるからであり、三者が協力して、事件の核心が何かを把握しなければならないとの指摘があった。

